

～フリーマーケットサービス上での販売と商標権侵害～  
日本商標判例紹介(8)

2021年10月21日

執筆者 弁理士 岡田充浩

## 1 概要

趣味で製作される商品が「メルカリ」などのフリーマーケットサービスを通じてオンライン販売されている。かかる販売は営利目的でないが、商標権侵害に該当する場合がある。

またハッシュタグは、オンライン上の検索を促す目的で使用されるが、商標権侵害に該当する場合がある。

本稿ではかかるケースが商標権侵害とされた侵害事件を紹介する。

## 2 本事案の商標

### 【原告商標】

登録番号：第6232133号

商標：シャルマントサック（標準文字）

指定商品：第8類（かばん類）

### 【被告商標】

フリーマーケットサービス「メルカリ」のサイトにおいて使用された、ハッシュタグ記号「#」と該記号に連なる文字列「シャルマントサック」

## 3 訴訟までの経緯

原告は、京都に本店がある巾着メーカーであり、洋風デザインの巾着を製造販売している。

一方被告は、原告と同様の巾着をインターネット上でオンライン販売し、併せて販売サイトに誘引するハッシュタグをフリーマーケットサービス「メルカリ」のサイトに掲載した。

被告は、原告からの指摘に応じて、インターネット上の販売サイトを全て削除したが、メルカリのハッシュタグを削除しなかった。

原告は、メルカリのハッシュタグの削除を目的とする差止請求の訴訟を提起し、令和3年9月27日に判決の言渡しがなされた（令和2年（ワ）第8061号、商標権侵害差止請求事件、大阪地方裁判所第26民事部）

## 4 本事案での主張

本事案で着目すべき主張は以下の通りである。

### **第一 業としての使用**

被告は、趣味で製作した被告商品の製作費を賄う目的で販売したにすぎず、商標権の侵害の要件の1つである「業としての使用」に該当する販売行為を行っていないと主張する。

### **第二 ハッシュタグの使用**

被告は、ハッシュタグは、タグが示す文字列の情報の検索抽出率を上げるために便宜的に記述したものであり、商品の出所表示ではないと主張する。

## **5 裁判所の判断**

上記の主張に対して裁判所は以下のように判断する。

### **第一の主張に対して**

「業としての使用」は、営利目的であるか否かを基準として判断されるのではなく、反復継続しているか否かを基準として判断される。依って被告の主張を採用できない。

### **第二の主張に対して**

ハッシュタグは、タグが示す文字列の情報の検索抽出率を上げることを目的とする。しかし、ハッシュタグは、消費者を被告のWebサイトに誘引することで、誘因先のWebサイトを閲覧した消費者により商品の出所表示であると認識されうると考える。依って被告の主張を採用できない。

## **6 本件事案から学ぶ点**

### **第一において**

「趣味としての製造販売」する場合であっても反復継続することで商標権侵害に発展するおそれがある。

### **第二において**

ハッシュタグの使用は、商標権侵害となるおそれがある。依ってハッシュタグの安易な使用を控え、予め商標調査するなど細心の注意を払う必要がある。

## **7 弊所コメント**

「趣味としての製造販売」する場合であっても、知的財産権の存在を考慮して製造販売することが大切である。

またハッシュタグの使用の際には、予め商標調査することなど細心の注意を払うことが大切である。

以上